

I. 事実の概要

- 5 XとYは日頃から一人暮らしのお年寄りの家に侵入し、強盗を行ってきた。
平成31年2月19日、XとYは、いつもの通りの犯行を行うことを決め、強盗行為の実行はXが行い、Yは、Xの逃走を助け、得られた財物は7:3の割合で分配することで合意した。
同日15時30分、Xは、A宅に侵入し、その場にいたA(85歳女性)の胸ぐらを掴んで仰向けに倒し、左手で頸部を締め付け、右手で口部を押さえ、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫するなどして、同女の反抗を抑圧した上、同女所有の現金および預金通帳を強取し、その際前記暴行により、同所において、Aを即時死に至らしめた。
10 尚、Aは、心臓疾患を抱えており、Xの上記暴行は、それ自体が死因を形成するようなものではなく、Aの心臓疾患と相俟って、Aの死亡結果を引き起こしたものとする。
15 X、Yの罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁昭和46年6月17日第一小法廷判決

II. 問題の所在

- 20 暴行時にXがAの心臓疾患の存在を把握していたかは不明であり、本件死亡結果はAの心臓疾患が上記暴行と相俟って生じている。このような場合、暴行と死亡結果との間の因果関係は認められるか。

III. 学説の状況

A説:条件説

- 25 条件関係があれば因果関係を認められることができるとする説¹。

B説:相当因果関係説

- 30 事実的因果関係の判断だけでは偶発的な結果を排除できない。そこで、条件関係があることを前提に、「その行為からその行為からその結果が発生することが一般人の経験上相当といえるか否か」によって法的因果関係の有無を判断する説。このように、法的因果関係の有無の判断基準は相当性、つまり経験的通常性である²。

経験的通常性の判断の基礎となる事情(判断基底)をめぐり、3つの見解がある。

B-1説:主観的相当因果関係説

¹ 山口厚『刑法[第3版]』(有斐閣,2015年)31頁。

² 大塚裕史「応用刑法I-総論(第1講)」『法学セミナー729号』(日本評論社,2015年)74頁。

行為者が認識・予見した事情及び認識・予見しえた事情を判断基底とする説。

B-2 説:客観的相当因果関係説

5 行為当時存在したすべての事情及び行為後に生じた客観的に予見可能な事情を判断基底とする説。

B-3 説:折衷的相当因果関係説

10 行為時に存在する事情・行為後に生じた事情の中で行為時に一般人が認識可能な事情、及び一般人には認識不可能であっても行為者が特に認識していた事情を判断基底にする説。

C 説:危険の現実化説

15 経験的通常性に基づく予見可能性の有無といった事情ではなく、客観的に存在する全事情から、行為の持つ結果への寄与度を判断基底とする。すなわち、行為のもつ危険が結果に現実化した場合に法的因果関係を認めるという説。

IV. 判例

最高裁昭和 46 年 6 月 17 日第一小法廷判決。刑集第 25 卷 4 号 567 頁。

[事案の概要]

20 被告人は、A(当時 63 歳)の胸倉をつかんであおむけに倒し、左手で頸部を絞めつけ、右手で口部を押え、その顔面を夏布団でおおい、鼻口部を圧迫するなどして、同女の犯行を抑圧したうえ、同女所有の現金および預金通帳を強取し、その際、前記暴行により、同所において、A を鼻口部閉塞に基づく窒息により即時死に至らしめた。

[判旨]

25 「致死の原因たる暴行は、必ずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく、たまたま被害者の身体に高度の病変があったため、これとあいまって死亡の結果を生じさせた場合であっても、右暴行による致死の罪の成立を妨げない。」

V. 学説の検討

30 A 説(条件説)について

本説は、その行為がなければその結果は発生しなかったという条件関係が肯定される場合に、刑法上の因果関係を認める説である。

35 しかし、偶然的な結果にまで因果関係を認め、因果関係と結果の帰責範囲を不当に拡大することは、偶然的な結果を排除して、適正な帰責範囲を画定するという因果関係本来の検討目的に反する。

したがって、検察側は A 説を採用しない。

B-1 説(主観的相当因果関係説)について

本説は、行為と結果の条件関係があることを前提に、行為者が行為時に認識・予見した事情および認識・予見可能な事情を判断基底として、因果関係の相当性を判断する説である。

- 5 しかし、本説は、行為者に認識し得なくても、一般人から見れば当然認識し得る事情までも除外して、因果関係の成立範囲をあまりにも狭めているため、妥当ではない³。
 したがって、検察側は B-1 説を採用しない。

B-2 説(客観的相当因果関係説)について

- 10 本説は、行為時に存在する全ての事情、および行為後に生じた事情のうち一般人が予見可能な事情を判断基底として、相当性を判断する説である。

 しかし、行為時に存在した全ての事情に関して、一般人も行為者も知ることが出来ない特殊事情をも考慮に入れるのは、経験則上偶然的結果というべきものについても広く因果関係を認め、相当因果関係説の趣旨に反すると言えるので、妥当ではない。

- 15 したがって、検察側は B-2 説を採用しない。

B-3 説(折衷的相当因果関係説)について

本説は、行為時に一般人が認識可能な事情、および一般人には認識不可能であっても、行為者が特に認識していた事情を判断基底として、相当性を判断する説である。

- 20 しかし、本説は、行為の時点における事情を判断基底とするため、行為後の事情を考慮することができない点に問題がある。加えて、行為者が特に認識していた事情により因果関係が判断されるため、人によって因果関係があつたりなかつたりすることとなり、客観的帰属を判断する因果関係の基準としては妥当と言えない⁴。

 したがって、検察側は B-3 説を採用しない。

25

C 説(危険の現実化説)について

危険の現実化説とは、因果経過の経験的通常性には意味がないとして、行為の持つ危険が結果に現実化したか否かを基準に、因果関係を判断する説である。危険の現実化の有無は、客観的に存在する全ての事情を判断基底として、実行行為に、現実には惹起された構成要件的結果を発生させる客観的危険性があつたかを検討し、その上で、そのような危険が実際に構成要件的結果へと実現したかどうかという結果実現過程を確認することによって判断する。ゆえに、実行行為と結果の間の偶発的な要素や因果関係の異常性は排除されうる。

30

また、因果関係とは行為と結果の連関であり、実行行為は構成要件的結果を発生させる現実的危険性を有する行為であるところ、実行行為の有する危険性が結果へと現実化した時

³ 前田雅英『刑法総論講義[第4版]』(東京大学出版会,2006年)176頁。

⁴ 大塚・前掲書 77頁。

に因果関係を肯定する本説は妥当である。

さらに、本説は判断資料に限定を加えていないため、行為時の特殊事情(被害者の素因)も判断資料に含まれるのであり、因果関係が肯定されれば、結果発生の現実的危険性を設定した行為者は結果惹起について責任を負う⁵。

5 したがって、検察側はC説を採用する。

VI. 本問の検討

第1. Xの罪責について

10 1. XのA宅に侵入した行為について、住居侵入罪(刑法(以下法令名省略)130条前段)が成立しないか。

(1) 刑法130条前段の「侵入」とは、住居権者の意思に反する立ち入りをいう。

(2) 本問では、Xの目的を知っていれば住居権者たるAは立ち入りを承諾しなかったであろうから、Aの意思に反してA宅に立ち入っていると考えられる。

(3) よって、Xの行為には住居侵入罪が成立する。

15 2. XのAの胸ぐらを掴んで仰向けに倒し、左手で頸部を締めつけ、右手で口部を押さえ、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫するなどし、A所有の現金および預金通帳を強取した行為について、強盗罪(236条1項)が成立しないか。

(1) 強盗罪が成立するには、①暴行・脅迫を用いて②他人の財物を③強取したことが認められる必要がある。

20 (2) 本罪における暴行とは、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の不法な有形力の行使をいう。また、「強取」とは、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を手段として財物を奪取することをいう。

25 (3) 本問における、Xの胸ぐらを掴んで仰向けに倒し、左手で頸部を締めつけ、右手で口部を押さえ、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫するなどした行為により、85歳女性であるAにとってはとても抵抗できない状態にされており、この行為は相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の不法な有形力の行使だと言える(①充足)。

(4) Xはこの暴行を手段として、Aの現金および預金通帳(②充足)を奪取している(③充足)。

(5) Xには故意と不法領得の意思が認められる。

30 (6) Xの本件行為が構成要件に該当するところ、違法性、有责性が推定されるが、その推定を覆すような事情はない。

(7) よって、Xの本件行為には、強盗罪(236条1項)が成立する。

3. 本問では、Xの本件暴行によって、A宅において、Aは即時死亡している。そこで、Xの行為に強盗致死罪(240条後段)が成立しないか。しかし、Aは心臓疾患を抱えており、Xの暴行は、それ自体が死因を形成するようなものではなく、Aの心臓疾患と相俟って、Aの死

⁵ 大塚裕史「応用刑法I-総論(第2講)」『法学セミナー739号』(日本評論社,2015年)113頁。

亡結果を引き起こしたものであった。ここで、Xの暴行とA死亡との間に因果関係を認めることができるかが問題となる。

5 (1) 因果関係とは行為と結果の連関であり、実行行為は構成要件的结果を発生させる現実的危険性を有する行為であるところ、実行行為の有する危険性が結果へと現実化した時に因果関係を認めるとするのは妥当であり、C説を檢察側は採用する。よって、行為の持つ危険が結果へと現実化したか否かを基準に因果関係を判断する。

10 (2) 本説では、客観的に存在する全ての事情を判断基底とし、限定を加えていないため、実行行為の危険の中には、行為時に存在する被害者の特殊事情(特殊事情や隠れた病変)を前提とした危険も含まれる。よって、Aが心臓疾患を抱えていたという事情も含めて判断することができる。

(3) Aは85歳という高齢であり、体力が成人と比べ減衰していただけでなく、持病を抱えている可能性も高く、実際に心臓疾患を抱えていた。そのAに対するXの本件暴行は、頸部を締めつけられ、口部を押さえられた上、顔面を夏蒲団で覆われ鼻口部を圧迫されており、Aの呼吸を著しく阻害するものだと言える。その結果、Aの心臓にも大きな負荷がかかり、15 Xの暴行とAの心臓疾患が相俟ってAの死亡という結果が発生した。よって、Xの本件暴行は、Aを死亡させる危険性を有する行為であり、この行為がAの死亡という形で現実化している。

(4) よって、因果関係が認められる。

20 (5) Xの本件行為が構成要件に該当するところ、違法性、有責性が推定されるが、その推定を覆すような事情はない。

(6) よって、Xの行為には強盗致死罪(240条後段)が成立する。

4. Xには住居侵入罪(130条前段)と強盗致死罪(240条後段)が成立し、両罪は手段と結果の関係にあるため、牽連犯(54条1項後段)となる。

25 第2. Yの罪責について

1. YがXとの間で強盗により得られた財物を7:3の割合で分配する合意をし、Xの逃走を助けた行為につき、強盗致死罪(240条後段)の共謀共同正犯(60条)が成立しないか。

2.(1) まず、XとYは強盗を行うことについての共謀をしている。

30 (2) また、Yは実行行為者であるXと日頃からともに強盗行為を行ってきた関係にあり、強盗後のXの逃走を助けるという、Xが周辺住民等の目撃や逮捕を免れるために重要な役割を果たしており、さらに得られた財物の3割という多額の分配を得る合意をしている。したがって、YにはXが実行した強盗行為を自己の犯罪として行うという正犯意思が認められる。

(3) そして、Yとの共謀に基づきXが強盗の実行を行っている。

35 (4) 以上より、Yには強盗罪の共謀共同正犯が成立する。ここで、XがAに対して行った暴行によって発生したAの死亡結果についてもYに共謀共同正犯が成立するかが問題となる。

強盗致死罪は強盗罪の結果的加重犯であり、強盗行為の中に重い致死結果を発生させる高度の危険性を含む。そのため、強盗罪の共同者である X と Y は互いに A の致死結果を惹起させないようにする共同の注意義務を負っているのであり、本件では Y にその注意義務違反が認められる⁶。したがって、Y には A の致死結果についても共謀共同正犯が成立する。

5 3. よって、Y には X との間で強盗致死罪(240 条後段)の共謀共同正犯(60 条)が成立する。

VII. 結論

X には住居侵入罪(130 条前段)と強盗致死罪(240 条後段)が成立し、両罪は手段と結果の関係にあるため、牽連犯(54 条 1 項後段)となる。

10 Y には X との間で強盗致死罪(240 条後段)の共謀共同正犯(60 条)が成立する。

X と Y はそれぞれその罪責を負う。

以上

⁶ 高橋則夫『刑法総論[第 4 版]』(成文堂,2018 年)484 頁以下。